

# 南種子町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年8月25日

南種子町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本町の農業は、中央から西側には畑地帯が広がり、サトウキビ、安納いも、澱粉原料用さつまいも、茶、ガジュツ、葉タバコ、畜産が多く、東側には水田が広がり、早期水稲『日本一早いコシヒカリ』の栽培が盛んである。その他、果樹のポンカン・タンカンやパッションフルーツ、花卉のレザーリーフファン、フェニックスロベレニー、ドラセナ、野菜のスナップエンドウ、春バレイショ、特用林産物のヒサカキ・シキミなど温暖な気候と恵まれた広大な農地を生かした農産物の生産が行われている。このように土地利用型の農業が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、南種子町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	2, 206 ha	46 ha	2.08 %
3年後の目標 (令和5年3月)	2, 191 ha	31 ha	1.41 %
目 標 (令和12年3月)	2, 177 ha	17 ha	0.78 %

注：「管内の農地面積」は、農林水産統計の耕地面積と遊休農地面積の合計面積。

#### 【目標設定の考え方】

これまでの実績等を踏まえ、3年後の目標までは年間5haの解消を目指し、その後は年間2haの解消を目指す。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	2, 1 6 0 ha	6 2 3 ha	2 8. 8 4 %
3年後の目標 (令和5年3月)	2, 1 6 0 ha	9 5 3 ha	4 4. 1 2 %
目 標 (令和12年3月)	2, 1 6 0 ha	1, 7 2 8 ha	8 0. 0 0 %

注：「管内の農地面積」は、農林水産省の耕地面積とする。

#### 【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への集積率は80%（鹿児島県は90%）を目標としている。本町の基本構想においては、令和7年度に集積率70%を目標としているため、これらを考慮し、10年後の目標を集積率80%とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第3項で、農業委員会の役割が「農地所有者等の意向確認」と「地域の話し合いへの参加」に重点化・明確化されたことを踏まえ、南種子町農業委員会の農業委員と推進委員の活動目標を以下のとおり設定する。

#### ○農業委員・推進委員の活動目標

##### ①農地所有者等の意向確認

本町において、平成31年度から取り組みを開始した『農地「貸したい」「借りたい」総点検活動～農業委員・推進委員「1・5・一絵（いちごいちえ）活動～」を計画的・継続的に実施する。

なお、1委員、1カ月当たり5戸の農地利用の意向確認を目標とする。

##### ②地域の話し合いへの参加

本町において実施される、地域における農業者等による協議の場（人・農地プランの話し合い）に出席する。その際、以下の役割を担うこととする。

- 1) 参加の呼びかけや話し合いが前向きに進むような助言等
- 2) 意向確認結果報告

なお、進行・とりまとめ等の役割は、できる委員は積極的に取り組む。

注：本活動目標の取組状況については、四半期毎に進捗状況を把握・情報共有し、翌期の取り組みの改善に役立てることとする。

### ③「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」に参加して、農地の効率的な利用に資する情報の提供を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

### ④農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ⑤農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

### ⑥農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（経営体） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和元年度実績）	0 経営体 （ 0 ha ）
3年後の目標 （令和5年3月）	6 経営体/3年間 （ 6 ha）
目 標 （令和12年3月）	20 経営体/10年間 （ 20 ha）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

#### 【目標設定の考え方】

これまでの実績等を踏まえ、年間2経営体、取得面積2haの実現を目指す。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、南種子町総合農政課、農協等の関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、情報提供や相談体制の整備に努め、新規参入の促進を図る。

##### ②企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

##### ③農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、地域の身近な世話役として相談活動等を実施する。